

# 高田のいっせい除排雪、終了

## まだまだ寒さが続きます



仲町2での排雪作業

今回の異常豪雪で、25日現在、死亡4人、重傷11人、軽傷12人も

### 死傷者27人に

13日から南本町など高田南部地域でいっせい除排雪が行われました。22日からは、東本町通りなど北部地域でも行われ、24日に終了しました。20年ぶりのいっせい除排雪ということでも、「久しぶりで、屋根の上はおっかなかつたなあ」「いやあー、重たい雪だった」などの会話が交わされています。日蓮宗の寒行が終わると立春ですが、2月中旬までは、寒さが続きます。

### 高田南部につづいて 北部でもいっせい除排雪

### 雪による建物被害の状況

	全壊	大規模損壊	半壊	一部損壊
住宅	1	0	0	4
非住宅	15	0	2	6

の被害が出ています。建物被害は、別表の通りです。20年前の豪雪時より20歳年をとっていますから、お互いに



わが家前の雪の山(排雪前)

気をつけましょう。

### 議員団、

### 市、県などに要望活動

上越市議員団は、7日、11日に続いて18日に、「高田市街地のいっせい雪下ろしについても災害救助法の適用事業となるよう必ず国県に働きかけること」などを内容とする3度めの提案・要望を上越市に行いました。

また、26日には、日本共産党新潟県委員会として「雪対策に対する要望」を新潟県に対して行いましたが、上越市議員団もこれに参加し、上越市の事情を訴えました。

日本共産党上越市議会議員杉本敏宏の

## 市政レポート

2006年1月29日 95  
発行 杉本敏宏事務所  
上越市東本町5丁目1番38号  
TEL 025(524)3787 FAX 025(524)3832

3月定例議会が、2月28日から始まることが内定しました。豪雪の中、平行して新年度の予算編成作業が行われています。3月議会は、この予算案の審議が中心です。木浦市政の2期目最初の予算、合併2年目の予算です。

災害救助法を最大限に活用することについての申し入れ

2006年1月11日

日本共産党上越市議会議員団 団長 杉本敏宏

貴職におかれては、今回の豪雪に対して、災害救助法の発動や市内の除排雪など災害対策について、ご尽力されていることに敬意を表します。

当議員団では、1月7日に「異常豪雪に対し、安全安心な住民生活を守り、災害救助法等の発動要請を求める緊急要望書」を提出いたしました。ここで要望しました事項について、早速対処していただきましてことに対し、御礼申し上げます。

「豪雪それ自体が災害」(1981年2月23日参院災害対策特別委員会での原健三郎国土庁長官・当時・の答弁)です。8日、上越市に対しても災害救助法が発動されました。まさにこの豪雪は災害です。災害救助法発動の条件を最大限効果的に活用する必要があります。あわせて、現在の小康状態を有効に活用し今後の降雪に備えることが求められています。――【中略】――

記

1 北側国土交通相は、「除雪補助は、市町村についても補助する前提で調査したい」(8日、福井県にて)と述べています。この調査に積極的・具体的に対応し、

補助を受けるよう努力してください。

当市の除雪予算が底をつくことは目に見えています。当面予備費で対処するとしても、特別交付税による措置とともに、市道除雪費に対する補助金の増額交付を強く求めてください。

2 杓掛防災相は長岡市での記者会見(7日)で「雪下ろしなどの死者が増えているが、これにどう手をさしのべるか、的確に対応したい」と述べています。この真意をただし、市としての確に対処してください。

3 災害救助法の適用期間中は、すべての豪雪災害対策を災害救助法の適用事業として執行できるように、国県に働きかけてください。

災害救助法では、「災害にかかった者の救出」として、「現に生命、身体が危険な状態にある者」が対象になっています。屋根の積雪により、家屋が倒壊の恐れがある場合は、この対象になると思われます。適用を申請し、対処してください。この場合、豪雪被害は、建物が倒壊してからではなく、倒壊しないうちに対処しなければ効果がないことを強調する必要があります。

この観点からすれば、高田の市街地のいっせい雪下ろしについても、災害救助法の適用事業として申請する必要があります。適用になれば、住民負担も市の負担も大幅に軽減できます。

中山間地においても、雪下ろしで道路がふさがれることを心配して、雪下ろしそのものを控える事態もあります。遠慮なく雪下ろししていただき、道路を埋めた雪は、行政が責任をもって排雪する必要があります。

同法では、「障害物の除去」(豪雪では、障害物は雪そのもの)として、「居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込ま

れているため、生活に支障をきたしている場合で自力で除去することができない者」が対象になっており、「1世帯当たり、137,000円以内」を補助するとしています。当市ではすでに、高齢者世帯など要援護世帯などの除雪費補助を拡充していますが、災害救助法の適用期間中は、この事業に切り替えて対処できるように国県に働きかけるべきです。その際、福祉施設に入所していたり病院に入院して空家となつている世帯も対象にしてください。

法第24条では、「都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、救助に関する業務に従事させることができる」とし、その際、実費弁償が救助の対象となっています。除排雪はまさに「救助」にあたりますから、この条項が適用されるよう働きかけてください。

4 小康状態をフルに活用し、次の降雪に備えてください。これらの事業についても災害救助法の適用対象になるよう国県に働きかけてください。

現状では、マンパワーと機械力が圧倒的に不足しています。住民や集落が、持つ力を発揮して対処していただけるよう、最大限の支援をする必要があります。

吉川区下川谷や石谷では、家屋の周辺に積もった屋根雪を機械除雪し、次の降雪に備えています。こうした事業を市の除雪事業として認定し、集落ごとに必要経費を補助する制度を創設してください。その際、集落内の個人が所有している除雪機械を借り上げ、所有者や建設業従事者をオペレーターとして臨時雇用して対処していただきたい。また個々の集落で余裕が生じた時に、隣接集落の援助をした場合にも適用してください。

7日の緊急要望でも指摘しましたが、高齢者世帯を中心に雪下ろしが体力的にも限界に達し、難しくなつてきています。これらの世帯について、申し出を待っているのではなく、市として調査し、救助員を派遣してください。

町内会などと連携した除雪体制がますます重要になっていきます。各町内での除雪や排雪の情報をキヤッチし、支援措置を強めていただきたい。

今後、気温の上昇が指摘され、雪崩の危険が強まります。雪崩危険地域の点検と事前の防止策に万全を期してください。

引き続き、道路除雪と歩道除雪に全力をあげ、次の降雪に対処するために、確実に排雪してください。

空家が市街地にも中山間地にも点在しており、雪処理が放置されています。これらが倒壊した場合、隣家に被害を及ぼすことがあります。こうした空家を調査し、行政の責任で除排雪してください。

また、集会所などの除排雪を住民まかせにせず、行政が対応するなど、負担を軽減してください。

5 以上の諸施策について、町内会長、民生委員、自主防災組織、消防団など必要な組織・個人に周知し、遺漏なく効果的に実施できるようにしてください。

6 自衛隊に中山間地の除排雪作業を依頼するよう、県に働きかけてください。除排雪作業にあたっては、事前に綿密に打ち合わせを行ってください。

公共施設に限らず、自力で除排雪できない住民の住居の雪下ろしや家屋周辺の除排雪についてもお願いしてください。場合によっては、市街地の除排雪も依頼してください。

以上